



令和2年3月30日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
大阪国道事務所

大阪府内の直轄国道ではじめて自転車通行空間を整備しました。

～国道1号京橋地区きょうばしに矢羽根型路面表示を整備～

国道1号の京橋地区まぐらこばし（桜小橋交差点～東野田2東交差点ひがしのだ）に大阪国道事務所が管理する国道ではじめてとなる自転車通行空間（矢羽根型路面表示）を整備しました。

1. 安全な車道通行

自転車は、子供から高齢者まで誰もが手軽に利用できる乗り物であるため、車道を安全に走行するための通行空間の整備が必要です。

今回、大阪府内の国道1号に、はじめてとなる自転車通行空間を、矢羽根型路面表示と自転車ピクトグラムにより整備しました。

・整備区間 大阪市都島区東野田町3丁目（桜小橋交差点）

～大阪市都島区東野田町2丁目（東野田2東交差点）

延長 約470m

・整備完了日 令和2年3月23日（月）

2. 自転車の通行ルール

自転車は車道を走行することが原則となっています。矢羽根型路面表示を設置した道路における「自転車の通行ルール」を守って安全に走行を頂きますようお願いいたします。（別添資料参照）

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所

副 所 長 よこい こうじ 横井 耕二（内線205）

事業対策官 ふじた あきひさ 藤田 晶久（内線208）

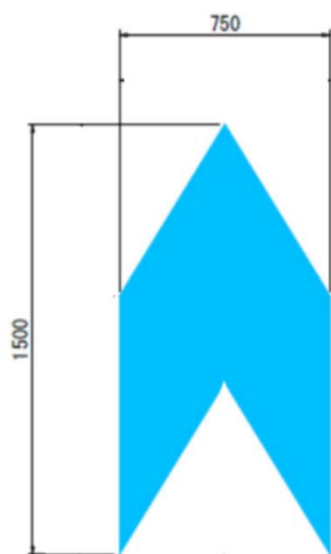
TEL:06-6932-1421(代) FAX:06-6932-1430

大阪府内の国道1号に初めて

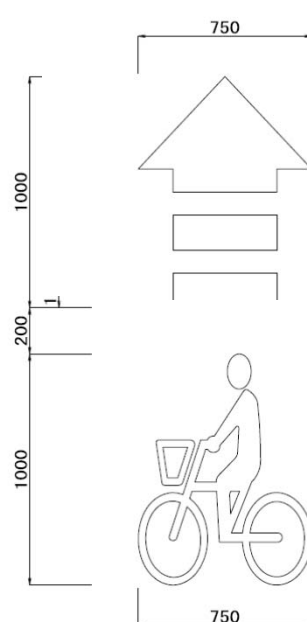
自転車通行空間(矢羽根型路面表示)を整備しました。

- 自転車は、身近な移動手段として子供から高齢者まで誰もが気軽に利用されており、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間整備が緊急の課題です。
- この度、大阪国道事務所では国道1号に矢羽根型路面表示と自転車ピクトグラム(車道混在)による自転車通行空間の整備を行いました。
- 矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すためのものです。
- 自転車で整備区間を走行される場合は、自転車の通行ルールを守りましょう。(別添資料参照)
- ドライバーの皆様は、自転車が通行する空間での路上駐車は行わないようにご協力をお願いいたします。

路面表示の詳細図



矢羽根 (青)



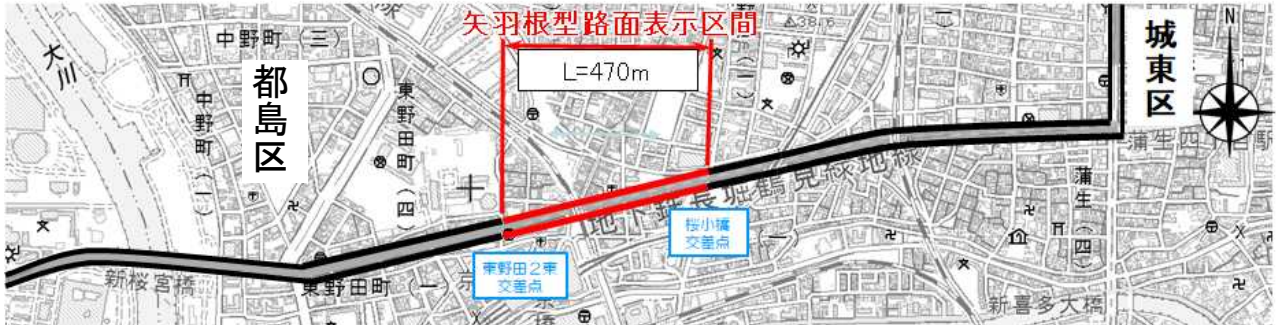
(単位：mm)

矢印 (白)

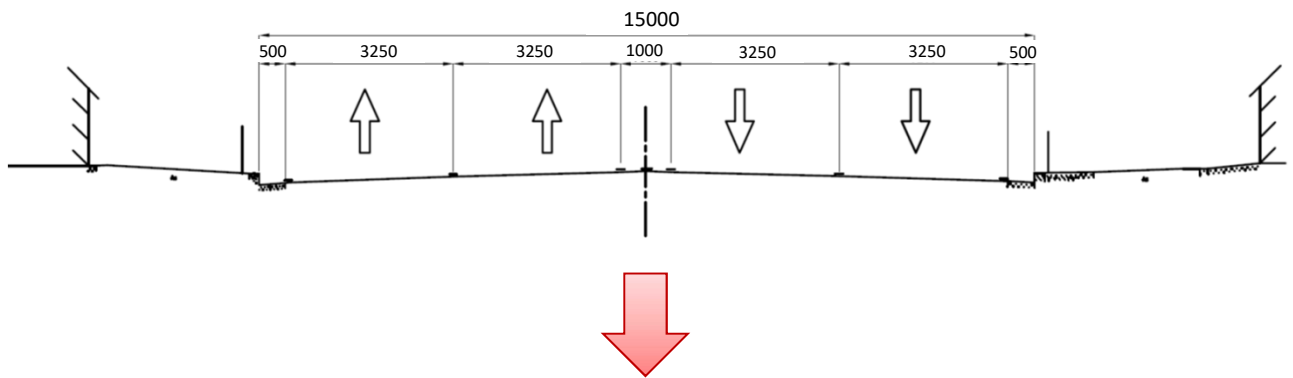
自転車ピクトグラム
(白)

国道1号 京橋地区自転車通行空間整備の概要

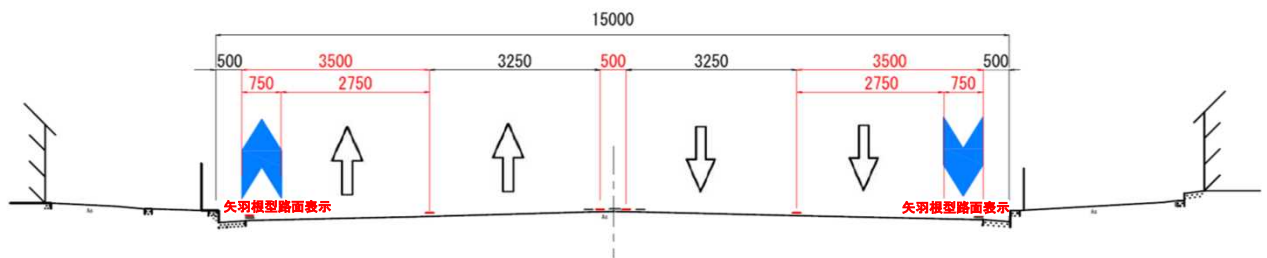
【整備区間の平面図】



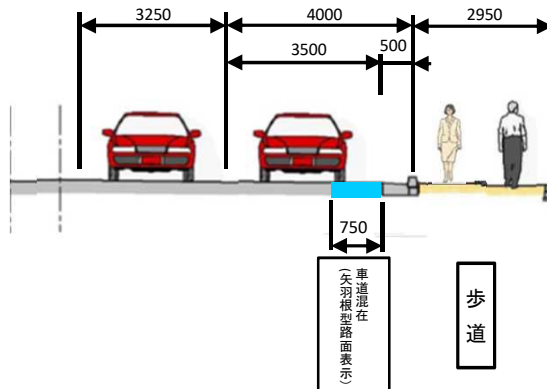
【現況横断面図】



【整備横断面図】



整備イメージ



国道1号 自転車通行空間整備状況

【施工前写真】



【施工後写真】

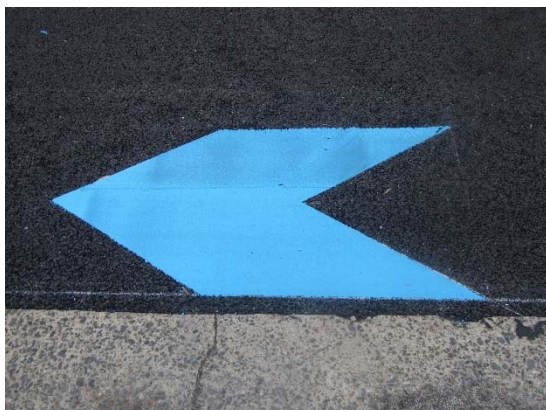


【京橋地区 本線部】

【京橋地区 交差点部】



【矢羽根型路面表示】



【自転車ピクトグラム】

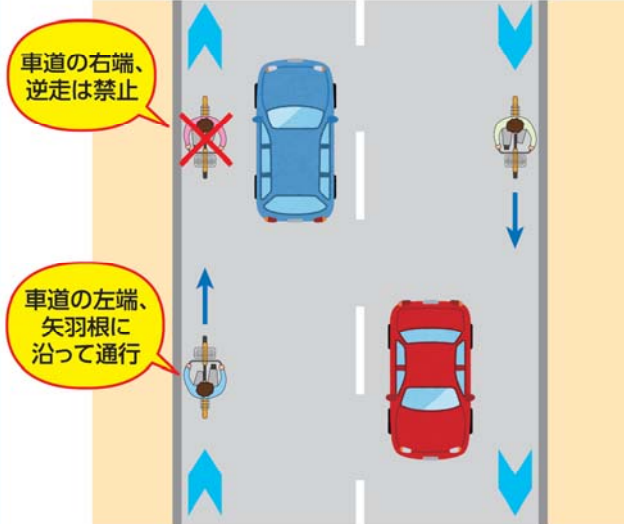


矢羽根型路面表示を設置した道路における 自転車の通行ルール



自転車は車道が原則※

矢羽根に沿って
車道の左端を通行しましょう



矢羽根型路面表示とは？

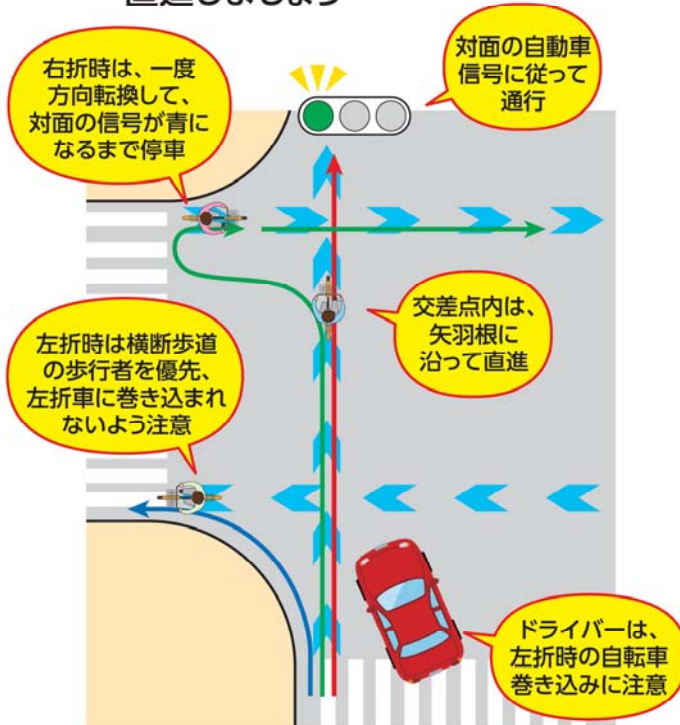
- ▶ 矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。
- ▶ 自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。



- ※普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合
- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や表示があるとき。
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
 - 車道又は交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。

右折時は2段階で

交差点では、矢羽根に沿って
直進しましょう



矢羽根の上に車両が…

駐停車車両を避けるときは
右側後方を確認

